平成２２年（フ）第２５０号
長崎県長崎市八つ尾町1282番地３、旧住所長崎県長崎市上戸町２丁目９番８号堀内ビル
破産者　堀内　光男
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
青森県黒石市八甲94番地11
破産者　佐藤　智美
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１２９号
福島県郡山市緑ケ丘東２丁目10番地の２
破産者　石井　英樹
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２４８４号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目54―24　奈良コーポ103号、住民票上の住所北九州市門司区錦町４番１号
破産者　島田　順子（酒クラブ島田・島田酒店こと）
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３６号
富山市堀川小泉町３番地９　ＡＩ堀川402号、開始決定時の住所富山市堀川小泉町３番地９Ａ―１堀川301号室
破産者　福田　文治
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４号
富山市寺町けや木台157番地
破産者　宮崎　吉史
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０号
岐阜県高山市島川原町27番地
破産者　長瀬　　勇
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
京都市右京区嵯峨苅分町９番地
破産者　やぎ呉服店こと　八木　忠雄
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
釧路市愛国東３丁目６番７号　栄コーポ101、開始決定時の住所釧路市春採４丁目20番８号
破産者　深井　　功
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
北海道野付郡別海町別海緑町106番地の104
破産者　廣木　　均
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２０年（フ）第１５９０号
埼玉県桶川市大字下日出谷574番地、開始決定時の住所埼玉県桶川市下日出谷西１丁目17番地の11
破産者　板倉正一郎
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６３２号
埼玉県川口市大字東本郷1600番地の２　第３シンセイ荘101号
破産者　石戸谷久治
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６６６号
埼玉県川口市青木４丁目24番26号　ロータスブルー106号、破産手続開始決定時の住所埼玉県鳩ヶ谷市本町３丁目16番４号　グリーンヒル103号
破産者　古川　哲也
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４９７号
大阪府寝屋川市成美町18番６号
破産者　大塚　昌和
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３１４号
札幌市白石区菊水４条１丁目５番１―902号
破産者　神谷　節子
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第７７１号
岩手県花巻市桜台２丁目６番17号、開始決定時の住所岩手県花巻市松園町342番地２
破産者　髙橋　　晃
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１２９号
神奈川県海老名市中野563番地の１　レジデンス月之浦Ｂ―201
破産者　阿部　昭代
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部